

# 戯曲研究会運営規約

## (名称)

第1条 この会は、戯曲研究会(以下「本会」という。)と称する。呼称・通称として活動拠点地域名を挿入し表記する事ができるものとする。

## (目的)

第2条 本会は、現代劇作家の戯曲に触れる事を通し、その戯曲スタイル・思想・表現法等を研究し、またそこから学び取ったものを財産に創作力を深め、良質な創作活動の場を共有し、発表等をおこなう事により地域演劇振興及び発展のための人材育成を主眼に活動を行うものである。

また、財団法人長岡市芸術文化振興財団(以下財団と称す)の人材育成に係る知識体験のためのインプット事業であるワークショップ等(俳優体験、戯曲、高校生ワークショップ)を母体に地域演劇に貢献できる人材の育成及び地域を代表する作品創りを志向し、よりよい作品づくりへのアプローチの手段として良質な創作現場(勉強の)場の提供を行い、アウトプット(公演活動等)の企画発表し、反省点をまた本来のインプット事業に活かす循環サイクル(システム)を形成し、単なるイベント事業に終わらない、地域演劇活性化及びレベルの底上げに貢献したい。

## (事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 現代作家の戯曲を読む勉強会開催事業
- (2) 作品を舞台化するための身体的ワークショップ事業
- (3) 創作戯曲作成への取組み
- (4) 創作戯曲発表のための公演活動
- (5) アウトプットの場提供及び発表をプロデュースする活動
- (6) 学校での総合学習の場や公共団体およびその他団体の演劇事業に係る講師派遣
- (7) その他、本会目的達成に必要な諸事業
- (8) 年1回以上の会員公募活動

## (組織)

### 第4条

- (1)本会は、財団インプット事業参加者を母体として、会員の総意をもって決定する集団であり、公演等の重要課題は総会の承認を得るものとする。
- (2)本会を統括する会長を1名置く
- (3)会長は年1回、定期総会を召集し、事業・会計報告並びに事業計画を決定する。また必要に応じては、臨時総会を招集することができる。
- (4)総会は、会員の過半数の出席で、出席者の過半数の賛成をもって可決するものとする。

総会に参加できない者は、委任状により参加者に代理委任でき議決権の行使を行えるものとする。

(5)総会の議決に従い、各事業の運営組織をつくり活動を行う事ができる。

(6)会長は、必要に応じ委員会を組織し、意見の提出を求める事ができる。その構成委員及び委員長を指名できる。

(構成)

第5条 本会は、次に掲げる役職及び常任委員会・活動組織を設けることができる。

(1)会長(1名)

(2)副会長(1名以内)

(3)会計(1名以内)

(4)監事(1名)

(5)企画作成委員会

(6)公演活動等に係る組織

(7)公演プロデュース活動に係る組織

2 会長は、会員の互選で総会により選出さる。

3 会長は本会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長が指名し総会で承認する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は欠けたときはその職務を代行する。

5 会計は、金銭に関する事全般に対して、誠実に処理する。

6 監事は、実行委員会の会計及び事業の執行状況を監査する。

7 役職の任期は、次の通常総会までの1年間とする。

8 役職の再任は妨げないが、連続3期までとする。

(会員資格・委員会の責務)

第6条 本会員になるには、次の資格を有し総会の承認を受けた者とする。

(1) 財団のワークショップ等事業の参加をし、当会の趣旨に賛同する者。

(2) 当会事業に賛同し、質の高い創作活動を志す者。

(3) 当会事業趣旨に賛同し、委員長の推薦による者。

(4) 年1回以上の公募応募者。

2 委員長及び副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時又は欠けたときはその職務を代行する。

5 未成年者及び学童は、保護者の承諾を要し、入会時承諾書を徴求する。

6 入会及び事業の実施にあたり、規約・免責事項について説明を行い、合意の上誓約書を提出してもらう。それに反したときは強制脱会等の処置を行う事ができ、また損害等発生したときは、その損害について賠償等を請求できる。

(委員会等会議)

第7条 委員会等の会議は委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が務める。

(事務局)

第8条 本会事務局は、執行部内に置く。

(経費)

第9条 本会の運営に必要な経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(1)通常会費は、成人は月1000円とし、未成年及び学童は減免措置をとることができる。

(2)公演活動等に係る特別会費は、公演等に係る諸収入で賄えない時、活動計画に則り参加者均等負担を原則とし特別会費を課すことができる、但し未成年及び学童は減免措置をとることができる。

(3)ワークショップ事業等に係る資料費は、実費負担とする

(構成員の安全義務)

第10条 本会は、創作活動に係る技術向上を主目的とした任意の団体であり、構成員は何ら強制されるものではなく、自由意志で本会または本会事業に参加する事ができ、よって個人の責務で安全な活動に注意を払わなければならない。

(安全関する注意義務)

第11条 本会は、民法上の善管義務を負うが、それ以外の事故については会発足の趣旨により免責事項とする。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、総会の承認により平成15年9月1日から施行する。